

青少年インターネット環境整備法の改正について

(正式法律名：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

改正の背景

平成20年に制定されたこの法律（議員立法、内閣府・総務省・経済産業省共管）は、従来型の携帯電話、いわゆるガラケーを想定したつくりとなっており、携帯電話回線のフィルタリングサービスのみ事業者を提供義務を課していたが、その後、スマートフォンの急速な普及に伴い、携帯電話回線以外にも、アプリや無線LANを通じてのインターネット接続が可能となったことから、その利用状況等の変化に対応するため、法律を一部改正し、事業者等に対して新たにフィルタリング有効化措置義務を課すこととしたほか、青少年確認義務やフィルタリングサービスの利用の必要性等に関する説明義務を新設するなどし、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの更なる利用の促進等を図ることとしたもの。

改正の経過

H29.6.23 青少年インターネット環境整備法が一部改正・公布

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

主な改正点

① 定義

○ 携帯電話端末等

(旧) 携帯電話（従来型の携帯電話）、PHS ※運用でスマホが含まれていた。

(新) 携帯電話（従来型の携帯電話、スマホ）、PHSのほか、携帯電話回線を利用してインターネットに接続可能なタブレットや携帯ゲーム機等も含まれる。

② 青少年確認義務（新設）

- 契約の締結相手が青少年であるかどうかの確認
- 前記により契約の締結相手が青少年でないことを確認したときは、当該契約に係る使用者が青少年であるかどうかの確認
- 青少年に使用させるために契約を締結しようとする者による、事業者等への申告

③ 説明義務（新設）

事業者等は、契約相手が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年で契約を締結する相手が保護者である場合は当該保護者に対し、次にの事項を説明しなければならない。

- インターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性があること
- フィルタリングサービスの利用の必要性等、フィルタリング有効化措置の必要性等

④ フィルタリング有効化措置義務（新設）

事業者等は、特定携帯電話端末等（※）を販売する場合、従前のフィルタリング（＝携帯電話回線のフィルタリング）に加え、アプリや公衆無線LANに対応するフィルタリングソフトウェアを端末にインストール・設定するなどして有効化措置を講じなければならない。

※「特定携帯電話端末」

携帯電話端末等であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの。

→ 携帯電話回線による接続が可能 + 端末販売が回線契約と併せて行われるもの

⑤ インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大

インターネットの接続事業者に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことなど、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等の利用を容易にする措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めることとした。

⑥ インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務（新設）

プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、フィルタリング有効化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務を課した。

条例の規定（北海道青少年健全育成条例第30条の2）

○ 青少年確認義務

当該契約に係る使用者が青少年であるかどうかの確認

○ 説明義務

当該契約に係る使用者が青少年であるときは、契約の相手方に対し、

- ・ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容
- ・ 青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- ・ その他規則で定める事項

を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付

○ フィルタリングサービス不要申出書面の提出義務

保護者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない場合、事業者に対し、保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出

○ フィルタリングサービス不要申出書面の保存義務

事業者は、提出を受けた不要申出書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録を保存

今後の予定

○ 条例の改正

条例で青少年インターネット環境整備法の条項を引用している部分があり、今回の法改正により、その引用条項が変更（第17条 → 第15条）したため、条例を一部改正予定